

奈良市公報

第 272 号

平成23年9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○一般競争入札の実施	1
○住民票の職権消除	2
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	2
○地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧	3
○生活保護法の規定による施術者の指定（3件）	3
○JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員の選挙期日	4
○放置自転車等の保管	4
○生活保護法の規定による施術者の指定	4
○放置自転車等の処分	4
○放置自転車等の保管（2件）	4
○新設の事業計画のある道路の指定	5
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	5
○道路の位置指定	5
○放置自転車等の保管	5
○住居番号の設定	6
○公募型プロポーザル方式による受託者の選定	6
○放置自転車等の保管	8
○平成23年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	8
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定	9
○一般競争入札の実施	9
○予防接種の実施の一部改正	11
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	11
○開発行為に関する工事の完了	11

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	11
○計量業務の委託	12

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催	12
-------------	----

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	13
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	13

農 業 委 員 会

○農地部会の招集	13
----------	----

告 示

奈良市告示第442号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年8月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事（その1）
ほか8件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
(1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
(1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
(2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）
- 4 開札の場所
奈良市役所入札室
- 5 開札の日時
別表のとおり

- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成23年8月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。
- 8 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成23年8月1日から平成23年8月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 電子入札の参加確認通知日
平成23年8月5日
 - (3) 入札書の提出期間
平成23年8月8日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (4) 電子入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 他人のICカードを使用した入札
 - ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
 - エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - オ 内訳書の日付が開札日でない入札
 - カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札
 - ク その他市長の定める入札条件に違反した入札
 - (5) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。
- 9 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
 - (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
- 3 供用を開始する排水施設の位置

に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第443号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消滅しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同令第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成23年8月1日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第444号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年8月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年8月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年8月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市大宮町一丁目、白毫寺町及び今市町の各一部

管渠番号	起 点	終 点
油阪幹線-16	奈良市大宮町一丁目508	奈良市大宮町一丁目19-20
北永井幹線-340	奈良市白毫寺町743-3	奈良市白毫寺町778-4

北永井幹線-341	奈良市白毫寺町782-3	奈良市白毫寺町782-2
帶解幹線-205	奈良市今市町576	奈良市今市町761-1
帶解幹線-206	奈良市今市町767-1	奈良市今市町766
帶解幹線-207	奈良市今市町668-3	奈良市今市町668-1
帶解幹線-208	奈良市今市町660	奈良市今市町660

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第445号

奈良市針ヶ別所町の一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行って地籍簿及び地籍図を作成したから、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成23年8月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成23年2月測量、簿冊は平成22年11月21日(一筆地調査が終了した日)現在の状況により調査し、作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成23年8月2日から
平成23年8月21日までの20日間
- 4 閲覧場所
奈良市都祁白石町1026番地の1
奈良市都祁行政センター業務課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接または公告した市町村長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日8時30分から17時までの間とする。
(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第446号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	

伊藤 貴也	柔道整復	平成23年7月1日
かどわき接骨院 (伊藤 貴也)		

(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第447号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
佐藤 拓也	柔道整復	平成23年7月1日
かどわき接骨院 (佐藤 拓也)		

(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
西崎 正志	柔道整復	平成23年7月1日
平松整骨物療院 (西崎 正志)		
西崎 妙子	柔道整復	平成23年7月1日
西崎接骨院(西崎 妙子)		
牧野 高之	柔道整復	平成23年7月1日
やすらぎの整骨院 (牧野 高之)		
奥本 智士	柔道整復	平成23年

日向整骨院（奥本智士）	奈良県奈良市恋の窓三丁目8-1-2	7月1日
-------------	-------------------	------

(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第449号

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員の選舉期日を平成23年10月23日と定めたので、地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告します。

平成23年8月1日

奈良市長 仲川元庸
(平成23年8月1日掲示済)

奈良市告示第450号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年8月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市都市整備部都市計画室交通政策課

電話0742-34-1111代表
(平成23年8月2日掲示済)

奈良市告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月3日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
中村 宏史		柔道整復	平成23年7月27日
ひろ接骨院（中村 宏史）	奈良県奈良市紀寺町672-12		

(平成23年8月3日掲示済)

奈良市告示第452号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年8月4日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成23年8月18日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年5月6日、同月9日から同月10日まで、同月15日、同月17日、同月19日から同月20日まで、同月24日、同月26日及び同月30日

(平成23年8月4日掲示済)

奈良市告示第453号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年8月5日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年8月5日掲示済)

奈良市告示第454号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年8月6日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年8月8日掲示済)

奈良市告示第455号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイガーデン新薬師	奈良県奈良市高畠町626-4	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年8月1日 平成23年8月1日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2		

(平成23年8月9日掲示済)

奈良市告示第457号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年8月9日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥英次
道路の位置	奈良市大森西町200番1及び200番5の各一部

定したので告示します。

平成23年8月8日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成23年8月8日

2 指定した道路の名称

- (1) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路23号線
- (2) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 特殊道路歩7号線

3 指定した道路の幅員 6m

4 指定した道路の延長 73m

5 指定した道路の区域 別図のとおり
別図省略

(平成23年8月8日掲示済)

奈良市告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年8月9日

奈良市長 仲川元庸

道路の幅員	最大4.60m 最小4.60m
道路の延長	36.01m
指定年月日	平成23年8月9日
指定番号	第23003号

(平成23年8月9日掲示済)

奈良市告示第458号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由	自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日	平成23年8月9日
3 移動対象区域	近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略	
	(平成23年8月9日掲示済)

奈良市告示第459号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年8月11日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年8月11日掲示済)

奈良市告示第460号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成23年8月11日

奈良市長 仲川元庸

平成23年度奈良市事業・業務の総点検の実施支援業務委託プロポーザル募集要項

1 業務の目的

事業・業務の総点検は、持続可能で効率的・効果的な行政運営への転換を図るために、行政活動をあらゆる角度から点検することにより、非効率的・非効果的な支出を食い止め、事業・業務の抜本的な見直し、新たな施策を実施するための財源確保及び職員の意識改革を図ることを目的とする。

総点検は、市が実施している全ての事業・業務について、①制度設計は間違っていないか、運営が適切でないか、②運営は適切であるが支出が適切でないか、③制度設計も支出も適切でないのではないかなど、全ての支出について点検を行う。

事業・業務の総点検の導入には、単に各事業・業務を評価（仕分け）することが目的ではなく、本支援業務によって得られた改善・提案などの結果を、予算や計画などへ反映させることに特に留意するものとする。

2 業務の名称、内容、履行期間及び予算の概要

- (1) 業務名称 奈良市事業・業務の総点検の実施支援業務
- (2) 業務内容 上記1の業務目的を実行に移すための手法・計画の立案、ガイドラインの策定
 - ① 行財政改革的視点からの業務改善の提案
 - ② 効果的な事業・業務の総点検の実施体制の整備についての提案
 - ③ 事業・業務の総点検の手法や視点の設定及び事業

の進捗についての支援

- ④ 当事業の実施状況等に係る情報の周知・PRについての支援
 - ⑤ 上記の①～④を踏まえた具体的な業務内容の報告書作成
 - ⑥ その他
- (3) 履行期間 契約日から平成24年3月30日までの間
- (4) 予算計上額 事業・業務の総点検支援委託料一式：5,000,000円（税・諸費用込の予定額）

3 委託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去5年間に国、地方公共団体又は民間において、行財政改革、経営改善又は業務改善に関わる業務の受託実績（平成18年4月1日から平成23年3月31日の間に完了した業務）を有していること。
- (3) 市税（奈良市外の事業者にあっては国税）を滞納していないこと。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

5 参加表明受付**(1) 提出書類**

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事業者概要票（様式2）
- ③ 業務経歴書（様式3）
- ④ 奈良市物品購入等指名競争入札参加申請要領による申請に基づく資格者でない者にあっては、次の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）
 - ア 奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）
 - ・平成21・22年度分の市民税の納税証明書（奈良市市民税課で証明）
 - ・平成21・22年度分の固定資産税の納税証明書（奈良市市民税課で証明）
 - イ 奈良市外の事業者
 - ・法人税（個人にあっては所得税）の納税証明書（その3又はその3の3）（税務署で証明）

※ 複数の事業者による連合体（共同事業体）として参加を表明される場合は、必ず事務局まで事前に問い合わせください。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

平成23年8月11日（木）～平成23年8月25日（木）午後5時まで

(4) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参、郵便又は信書便により

提出すること（郵便又は信書便については、上記提出期間内必着のこと。）。電子メール、ファクシミリ等での提出は認めない。持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(5) 参加承認の通知

参加を承認された事業者については、参加表明書に記載された所在地あてに承認通知を随時送付する。

6 募集要項等への質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成23年8月11日（木）～平成23年8月18日（木）
午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。電話及び直接来所による質問には応じない。

(3) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

① 電子メールの表題（「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。）

② 事業者名

③ 担当者の氏名・連絡先（所属、メールアドレス、電話番号等）

(4) 質問に対する回答

平成23年8月25日（木）頃に、質問書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答する。なお、寄せられた全ての質問・回答については、本プロポーザルへの参加を承認した事業者全員に対し通知する。

7 企画提案書等の提出

参加を承認された事業者については、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書

② 業務の実施体制調書（様式4）

③ 作業スケジュール（企画提案書に記載可能。ただし、ページに含む。）

④ 見積書（企画提案書に記載可能。ただし、ページに含む。）

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記載すること。積算根拠の具体的な内訳を明らかにした上で人工（何人日）を示すこと。

(2) 提出部数

各10部

(3) 提出期間

平成23年8月11日（木）～平成23年8月31日（水）
午後5時まで。なお、この期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便により提出すること（郵便又は信書便については、上記提出期間内必着のこと。）。持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

時30分から午後5時までに提出すること。

(5) 企画提案書の書式等

① 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
ただし、図表等については必要に応じてA4版横又はA3版横でも差支えない。なお、A3版は2ページと数える。

② 文字サイズは、10ポイント以上で作成すること。

③ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

④ 片面印刷で30ページ以内（表紙、目次、概要版はページ数に含めない。）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。別途補足資料（カタログやパンフレット等）がある場合は、提案書とは別（ページ数に含めない。）に提出を認める。

⑤ ページ番号を付すこと。

(6) 企画提案書の作成について

① 提案内容は、全て事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。

② 業務項目・内容について、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

③ 企画提案書は表紙を除き社名、商標マーク等企業名を特定できる情報は記入してはならないこと。

(7) 重点審査事項

企画提案書の重点審査事項は、以下5点とする。

① 最新の情勢を踏まえて、奈良市の特性、課題を的確に把握しているか

② スケジュールは具体的、かつ実現性があるか

③ 人員について、業務量に見合い、経験のある人員を適切に配置しているか

④ 業務の目的に沿った効果（成功イメージ）とその根拠が示されているか

⑤ 奈良市に対して、有益な独自提案がなされているか

8 事業者の選定

奈良市事業・業務の総点検の実施支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いた上、事業者を選定する。審査の公平性を期すため、書類の審査やプレゼンテーションは、事業者名を伏せて行う。

(1) プrezentation

① 実施日時・場所

平成23年9月上旬。詳細については別途決定し、参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知する。

② 実施時間

1事業者につき25分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答10分以内）を予定している。

③ その他

ア 提案内容には奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条に定める不開示情報に該当するものが含まれており、プレゼンテーションは非公開で行う。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書（概要版、補足資料を含む。）のみとする。提案書にない追加提案の配布は認めない。
また、パワーポイントの使用も認めない。

ウ プレゼンテーションは、プレゼンテーションを行なう者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とし、本業務に直接携わる者が行なうこと。

エ 応募事業者が多数に及ぶ場合は、書類審査の上、プレゼンテーションを行う事業者を限定する場合がある。

(2) 選定方法等

① 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査・採点し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定する。

② 委員会は、提出書類に記載された内容を評価項目ごとに採点する。

③ 交渉権第1位に選定された事業者とは随意契約に向けた交渉を行う。なお、交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合又は前記4(1)又は(4)の要件を満たさなくなつたとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した全ての事業者に速やかに通知する。交渉権第1位、第2位に選定された事業者については、その旨通知する。選定に関する異議等は受け付けない。

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 前記4(1)又は(4)の要件を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 見積書の見積額（税込）が前記2(4)の予算計上額を超えている場合

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 提出書類の「業務の実施体制調書（様式4）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と3箇月以上の直接的かつ恒常的な

雇用関係があるものとする。また、奈良市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。

11 問い合わせ、提出先

事務局 奈良市総合政策部行政経営課（担当：事業・業務総点検グループ）

所在地 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所中央棟6階

電話 0742-34-5609（直通）

FAX 0742-34-5614

E-mail gyoseikeiei@city.nara.lg.jp

様式省略

（平成23年8月11日掲示済）

奈良市告示第461号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年8月11日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成23年8月11日掲示済）

奈良市告示第462号

平成23年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の送達年月日	平成23年6月15日
2 この公示送達により変更する納期	第1期分 平成23年6月30日 第2期分

変更前	平成23年8月1日 第3期分 平成23年8月31日 第4期分 平成23年9月30日 第5期分 平成23年10月31日 第6期分 平成23年11月30日 第7期分 平成23年12月28日 第8期分 平成24年1月31日 第9期分 平成24年2月29日 第10期分 平成24年4月2日		変更後	平成23年9月30日 第5期分 平成23年10月31日 第6期分 平成23年11月30日 第7期分 平成23年12月28日 第8期分 平成24年1月31日 第9期分 平成24年2月29日 第10期分 平成24年4月2日
	3 送達を受けるべき者			
	別紙公示送達名簿に記載			
	別紙省略			
	(平成23年8月11日掲示済)			
	奈良市告示第463号			
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。			
	平成23年8月11日			
	奈良市長 仲川元庸			

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
玉置 伸二	奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	呼吸器科 (呼吸器機能障害)	平成23年7月14日

(平成23年8月11日掲示済)

奈良市告示第464号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年8月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 1号炉排ガス施設点検整備及びその他補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成23年10月31日までとする。
- (4) 業務概要 燃却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
1号炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120t／日
1 燃焼設備補修 一式

- | | |
|---------------|----|
| 2 ガス冷却設備補修 | 一式 |
| 3 空気予熱設備補修 | 一式 |
| 4 減温塔設備補修 | 一式 |
| 5 排ガス処理設備補修 | 一式 |
| 6 通風設備補修 | 一式 |
| 7 電気計装設備補修 | 一式 |
| 8 受入供給設備補修 | 一式 |
| 9 No.1熱分解設備補修 | 一式 |
- (5) 予定価格 51,472千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすこと。
- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
 - (2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準

する団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の排ガス施設点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年8月15日から平成23年9月8日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年9月9日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の排ガス施設点検整備補修の元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。（契約書等の写し）

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法

平成23年8月15日から平成23年8月22日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年8月31までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年9月8日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743
(平成23年8月15日掲示済)

奈良市告示第465号

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年8月15日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

(平成23年8月15日掲示済)

奈良市告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年8月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		開設者	変更年月日
名称	所在地		
旧 訪問介護ステーションほのぼの	奈良県奈良市神殿町630-6 キダビル2F	(有)ほのぼの	
新 訪問介護ステーションほのぼの	奈良県奈良市東九条町125-1	(有)ほのぼの	平成23年7月1日

(平成23年8月15日掲示済)

奈良市告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年8月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年5月24日 奈良市指令都整開 第11A-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年8月15日 第1268号
公共施設 平成23年8月15日 第562号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大森西町216番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大森西町11-1
大西 善次郎
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市大森西町216番1の一部
 - (2) 下水道
奈良市大森西町216番1の一部

(平成23年8月15日掲示済)

規程第4号において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年8月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

- 1 入札に付する事項
鉛給水管布設替工事、奈良市佐保台三丁目地内ほか4件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所

公 営 企 業**奈良市水道局告示第27号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理

水道局 4階 大会議室（北側）	
5 入札の日時	
別表のとおり	
6 入札保証金に関する事項	
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。	
7 郵便入札に関する事項	
(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留	
(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日	
(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留	
(4) 郵便入札の無効	
ア 入札に参加する資格のない者のした入札	
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札	
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札	
エ 入札書に記名押印のない入札	
オ 入札金額を訂正した入札	
カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札	
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札	
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書	
8 入札参加申請	
入札参加を申請する者は、告示日から平成23年8月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。	
9 入札参加資格の審査及び決定	
(1) 審査機関	
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。	
(2) 入札参加者の決定通知	
平成23年8月5日までに入札参加申請者に通知します。	
10 その他	
(1) その他の詳細は、入札者心得によります。	
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。	
(3) 問い合わせ先	
奈良市法華寺町264番地1	
奈良市水道局業務部経理課入札係	
電話 0742-34-5200（内線）223	
別表省略	
	(平成23年8月1日掲示済)

奈良市水道局告示第28号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成23年8月1日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市押熊町2136番地

奈良市管工事協同組合

理事長 奥田 龍一

（委託期間）平成23年8月1日～平成26年7月31日

（委託区域）奈良市内全域（月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町及び都祁馬場町を除く。）

（平成23年8月1日掲示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第19号

平成23年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年8月17日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

1 日 時

平成23年8月17日（水）

午後1時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成23年度9月補正予算要求について
議事

議案第30号 平成23年度奈良市教育委員会施策評価報告書（平成22年度教育委員会活動の点検・評価報告）について

議案第31号 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

議案第32号 平成23年度奈良市少年指導委員の解嘱及び委嘱について

議案第33号 平成24年度奈良市立認定こども園左京幼稚園園児募集要項について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 7月～8月

(2) 平成23年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究について
傍聴受付は、開催日の午後12時30分から午後1時20分まで。
定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。
(平成23年8月12日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第54号

平成23年9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年9月3日から平成23年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年8月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成23年8月1日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第55号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年9月3日から平成23年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年8月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成23年8月1日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成23年8月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成23年8月5日

奈良市農業委員会
農地部会長 吉村 元志

1 日時

平成23年8月12日(金) 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 知事許可について(7月許可分)
- (10) 非農地証明について(7月分)

(平成23年8月5日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。